

LG 業務用テレビ延長保証サービス登録シート

■ 保証サービス概要ならびに登録情報の取り扱いについて

本登録シートは、LG製業務用テレビ保証書に従い、お客様がLG業務用テレビの延長保証サービスの提供を受けることができる登録シートです。本登録シートは、申込管理・製品・サービス等のご案内を目的として利用させていただきます。

※ 全ての項目を入力してください。入力内容に不備や誤りがあった場合は、当保証サービスの提供ができないことがありますので、ご了承ください。

① 規約同意のご確認

「LG業務用テレビ延長保証利用規約」に同意してサービスを申し込みます【チェックマーク】

■ 個人情報の取り扱いについて

入力いただきました個人情報は、LG Electronics Japan株式会社（以下、弊社といいます）保証サービスの登録・保守サービスの提供、その他商品情報のご提供のために利用いたします。また弊社にご提供いただきました氏名、電話番号等の個人情報について、上記利用目的の達成に必要な範囲内で協力会社と共同で利用する場合がございます。

詳細は弊社ホームページの「個人情報の取り扱いについて」をご確認ください。 <http://www.lg.com/jp/privacy>

② 取扱同意のご確認

個人情報の利用目的に同意します【チェックマーク】

③ お申込日

20 年 月 日

④ 申請内容

- 新規登録
 修正登録

⑤ ご購入日

20 年 月 日

⑥ 設置日

20 年 月 日

⑦ <機器設置先> 情報

設置先住所	〒 フリカナ		
設置先法人・団体名	フリカナ		
設置先部署・店舗名	フリカナ		
設置先ご担当者名	フリカナ 姓 名		
ご担当者メールアドレス		設置先電話番号	

⑧ <ご購入者> 情報

※ 設置先とご購入者が同じお客様はご記入不要です

ご購入者住所	〒 フリカナ		
ご購入者法人・団体名	フリカナ		
ご購入者部署・店舗名	フリカナ		
ご購入者担当者名	フリカナ 姓 名		
ご購入者メールアドレス		ご購入者電話番号	

⑨購入機器情報

No	機種	製造番号 (シリアルNo)	設置方法 *1 (例:壁掛け)	設置方法その他 *2 (例:特殊筐体設置)	延長年数 *3
1					3年・4年・5年
2					3年・4年・5年
3					3年・4年・5年
4					3年・4年・5年
5					3年・4年・5年
6					3年・4年・5年
7					3年・4年・5年
8					3年・4年・5年
9					3年・4年・5年
10					3年・4年・5年

*1: 壁掛け、天吊り、スタンド、その他を入力してください

*2: 設置方法で「その他」を選択した時、入力してください

*3: 延長年数は、メーカー無償保証期間の1年を含めた年数になります

⑩商品購入先(販売店様)情報

販売店	フリガナ		
ご担当者名	フリガナ 姓 名		
ご担当者 メールアドレス		販売店 電話番号	

⑪本シート送付先

- 販売店様は、本登録シートをPDFファイルに変換のうえ、以下アドレスにお送りください。

✉ customer.jp@lge.com

⑫本シートへの入力方法に関するお問い合わせ先

LGエレクトロニクスジャパン カスタマーセンター

050-3188-3999

【受付時間】 9:00 - 18:00 (年始年末など当社指定日を除く)

LG 業務用テレビ延長保証サービス利用規約

LG Electronics Japan株式会社(以下「当社」といいます)は、LG製業務用テレビ(以下、「業務用テレビ」といいます)をお買い上げいただいたお客様のうち、LG 業務用テレビ延長保証(以下「本サービス」といいます)を締結いただいたお客様に対して、以下の条件にしたがって本サービスを提供します。

第 1 条(本サービスの概要)

本サービスは、業務用テレビの標準保証の1年を2年、3年、4年延長することができる有償サービスとなります。

第 2 条(本サービスの申し込み)

1. 本サービスの提供を希望するお客様は、当社所定の LG 業務用テレビ延長保証登録シートに必要事項を記入のうえ、注文書と合わせ当社へ送付し本サービスの申し込みを行ってください。
2. 当社は、お客様より受領した前項の延長保証登録シートと注文書の内容を確認したうえで、「LG 業務用テレビ延長保証書」(以下「延長保証書」といいます)を送付するものとします。
延長保証書がお客様に受領された時点をもって、本サービスの契約が成立するものとします。
3. お客様は、業務用テレビのご購入日から 30 日以内に申し込みものとします。

第 3 条(本サービスの利用による修理依頼)

1. 通常の使用状態において業務用テレビに故障・不具合(以下「故障等」といいますが)が発生した場合、お客様は当社のカスタマーセンターにご連絡してください。
2. 当社のカスタマーセンターのスタッフが修理技術者を手配いたします。
3. 当社の修理技術者と修理のご訪問日の調整をしていただきます。

第 4 条(本サービスの作業手順)

1. お客様の業務用テレビの設置場所に、修理技術者を派遣して業務用テレビの点検・調整・修理を行います。
2. 修理の際の業務用テレビの移動は当社で行いますが 第 6 条 2 項に定める設置場所の条件等によりお客様側をお願いする場合があります。

第 5 条(本サービスの提供時間)

1. 本サービスの提供時間は、次のとおりとします。
平日(月曜日～土曜日)の9時00分から18時00分までとします。
日曜日、祝日および年末年始休暇等、当社の定める休日は、本サービスの提供時間に含まれません。
2. 土曜日の本サービスの提供は、設置場所により行えない場合があります。

第 6 条(適用除外)

1. 次の各項に該当する作業及び故障等は、本サービスの対象外とします。
 - 1) 次の事由に起因する業務用テレビの故障等
 - ① 取扱い上の不注意または誤用もしくは不十分な電源や特殊環境下での使用など、お客様の故意または過失による故障等
 - ② 当社および当社が指定する者以外の第三者による改造、分解、修理等による故障等
 - ③ 当社が指定する部品または消耗品以外の使用による故障等
 - ④ 火災、風水害、地震、落雷等の天変地異その他これに類する災害による故障等
 - ⑤ 寿命部品や消耗品の自然消耗、摩耗、劣化などにより部品の交換が必要な場合
(例：残像現象や輝度の低下等の液晶及びバックライトの経時による劣化、電池やファンの交換等)
 - ⑥ 電池の液漏れ、または、指定規格外の電池の使用による故障・損傷
 - ⑦ 業務用テレビに接続している機器、ケーブルおよび消耗品に起因する業務用テレビの故障・損傷
 - 2) 業務用テレビに付属するリモコン、ケーブル、電池等の付属品の修理・交換・供給
 - 3) 業務用テレビに接続されるパソコン・周辺機器等の点検・調整・修理
 - 4) 業務用テレビに接続されるパソコン・周辺機器等のソフトウェアの操作方法等の問い合わせ
 - 5) アプリケーションソフトウェアのバグ・不具合の修復
 - 6) その他当社が指定するもの
 - 7) 上記1)～6)に起因する業務用テレビの故障等による取り付け/取り外し作業および費用
2. 次の各項に該当する場合、取り付け/取り外しはお客様作業となります。
 - 1) 取扱説明書に記載されている設置、据付条件を満たしていない場合
 - 2) 標準的な工具で取り付け/取り外し作業ができない場合
 - 3) 取り付け金具が当社純正もしくは当社が指定する推奨メーカー製でない場合
 - 4) 業務用テレビの中心と床面との高さが1.8メートルを超える位置に取付けられている場合
 - 5) 本体にタッチパネルカバーなどが装着されている場合
 - 7) 業務用テレビの搬入/搬出経路に障害があり、搬入/搬出が困難な場合
 - 8) 業務用テレビ設置場所に取り付け/取り外し用の脚立/リフター等の設置ができない場合
 - 9) カメラ機器などが業務用テレビ近辺に設置されていて業務用テレビの取り付け/取り外しができない場合、その機器の取り付け/取り外しはお客様作業となります
3. 当社が次の各号に該当する作業を実施する場合、当社はこれに要した費用をお客様に請求することができます。
 - 1) 業務用テレビが離島(北海道・本州・四国・九州・沖縄本島及びこれらと陸路で通える島を除いた島)及び離島に準ずる遠隔地に設置されている場合の修理技術者の交通費および宿泊費
 - 2) 第5条に定める本サービスの提供時間外における本サービスの提供

第 7 条(交換部品の所有権)

第 4 条第1項の点検・調整・修理時に業務用テレビの部品を交換した場合、取外した部品の所有権は当社に帰属します。

第 8 条(本サービスの提供期間)

本サービスの提供期間は、延長保証書に記載される期間(3年間、4年間または5年間)とします。

第 9 条(本サービスの料金)

1. お客様はご契約いただいた本サービス料金を販売店にお支払いください。
2. 本サービスが第 15 条 3 項または第 17 条より第 8 条に定める提供期間の満了前に終了・中止された場合であっても、当社は、お客様に本サービスの料金を返金しません。

第 10 条(本サービスの対応不可時の対応)

当社の都合により、本サービスの提供が不可能となった場合、お客様と協議の上、当社の選択により以下のいずれかの対応をさせていただきます。

- ・本サービスの料金の返金(提供期間満了日までの残存日数を日割りした額の返金)
- ・お客様の対象となっている業務用テレビと同等機種への交換
(機種変更した場合でも本サービスの提供期間を継承します)

第 11 条(本サービスに対する協力)

1. お客様は、当社が本サービスを提供するにあたり、必要と判断したデータ及び情報等を、当社に提供するものとします。
2. お客様は、当社が本サービス実施のため、業務用テレビの設置場所へ立ち入ることを承諾するとともに、修理技術者が本サービスに係る作業を行うために必要となる作業場所を無償で提供するものとします。
3. お客様は、LG業務用テレビ延長保証登録シートに記載した対象機器の設置場所を変更する場合、すみやかに当社へ届出るものとします。

第 12 条(賠償責任)

当社は、本サービスの提供に際して当社の責めに帰すべき事由によりお客様に損害を与えた場合、次の各号に定める範囲でのみその損害を賠償する責任を負います。

- 1) 当社の故意または重過失による場合：当該損害の全額
- 2) 当社の軽過失による場合：現実かつ直接に発生した通常の損害(特別損害、逸失利益、間接損害および弁護士費用を除く。)の範囲内とし、かつ1万円を上限とします。

第 13 条(第三者への再委託)

当社は、本サービスの全部または一部を第三者に再委託することができます。

第 14 条(秘密の保持)

当社およびお客様は、本サービスに関連して知り得た相手方の情報を、書面による相手方の事前の承諾を得ないで第三者に開示もしくは漏洩し、本サービス履行の目的以外に使用し、または第三者に使用させる等の行為をしてはならないものとします。ただし、当社は、自らの再委託先にお客様の情報を開示、使用させることができます。

第 15 条(反社会的勢力の排除)

1. 当社およびお客様は、自らまたはその役員もしくは実質的に経営を支配する者が暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業もしくは関係者、総会屋、その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます)でないことおよび今後も反社会的勢力に属さないことを表明・保証します。
2. 当社およびお客様は、本サービスに関連して、次の各号の一に該当する行為をしてはならないものとします。
 - 1) 相手方に対して脅迫的な言動をすること、暴力を用いること、もしくは相手方の名誉・信用を毀損する行為を行うこと、または偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害すること
 - 2) 反社会的勢力である第三者をして前号の行為を行わせること
 - 3) 自らまたはその役員もしくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと
3. いずれかの当事者が本条に違反した場合、相手方当事者は催告を行うことなく本サービスを終了させることができます。

第 16 条(権利譲渡等の禁止)

お客様は、当社の事前の書面による承諾がない限り、本利用条件に基づく一切の権利および義務の全部または一部を第三者に譲渡し、もしくは担保に供し、または承継させてはならないものとします。

第 17 条(本サービスの中止)

1. 業務用テレビの破損、滅失等が甚だしく、本サービスの実施が不相当であると客観的に判断される場合、サービス期間中といえども、当社はお客様に対してその旨を通知することにより、本サービスの提供を中止することができます。
2. お客様が本利用規約に違反した場合、サービス期間中といえども、当社は何らの通知催告を行うことなく、本サービスの提供を中止することができます。
3. 前 2 項に基づく本サービスの提供の中止に関し、当社は何らの責任も負いません。

第 18 条(不可抗力免責)

天変地異、暴動、ストライク、輸送機関の事故、その他の不可抗力または不可抗力に準じた当社の責に帰することのできない事由により本サービスの全部または一部につき履行遅滞または履行不能が生じた場合、当社はその責を負いません。

第 19 条(紛争解決)

1. 本利用条件に定めのない事項または本利用条件の各条項の解釈に疑義が生じたときは、誠意をもって協議のうえこれを解決します。
2. 前項の協議によって解決を図ることができない場合、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

延長保証サービスお申込み先

LG エレクトロニクスジャパン カスタマーセンター

050-3188-3999

【受付時間】9:00 - 18:00 (日曜・祝日及び年末年始など当社指定日を除く)